

## 【保証委託契約内容事前説明書】及び【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

## お申込者様ご確認欄

代理店No.	代理店名	御担当者様	利用商品
取扱店 183692	ApaNavi(株)		<input type="checkbox"/> LACTii居住用50[年間]-MS(集金代行型) <input type="checkbox"/> LACTii駐車場用100[年間](集金代行型)
			<input type="checkbox"/> LACTii居住用50[年間]-MS(滞納報告型) <input type="checkbox"/> LACTii事業用80(集金代行型)
			<input type="checkbox"/> LACTii事業用100(集金代行型) <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> LACTii事業用100(滞納報告型) <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 引用LACTii居住用定額10000[年間]-MS(集金代行型) <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> LACTii学生定額10000[年間](集金代行型) <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

※太枠部分は代理店様ご記入欄

## 保証委託契約内容事前説明書

この度は、エルズサポート株式会社（以下「当社」という）の保証サービスをご利用いただき、誠に有難うございます。  
 以下は、保証委託契約内容に関する大切なご案内です。各項目をお読みいただきたいうえで、ご署名をお願い致します。  
 ※太枠部分は代理店様ご記入欄

1 保証委託料		
初回保証委託料	月額賃料(賃料、共益費、駐車場代、その他固定費等の合計)の % = 円	
年間保証委託料、 分割保証委託料	ヶ月	毎に 円

2 その他費用(必要に応じて記入下さい)		
	円	
	円	
	円	

## 3 家賃債務保証委託先について

社名：エルズサポート株式会社  
 【家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(2)第18号（登録年月日:2022年12月21日）】

住所：〒163-6011 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オーダタワー11階  
 電話：0120-663-220(お客様相談窓口)

## 4 保証委託契約の保証内容(範囲)と保証金額について

本保証委託契約は賃料滞納時の保険ではありません。滞納時にも賃料支払義務は当然に発生します。  
 保証会社は、お客様の債務となる賃料等(申込書記載の月額請求合計)及び変動費、または賃借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他の法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払い出来ない場合に、保証会社が保証し、お客様に代わり賃貸人様にお支払いします。但し、滞納状況に応じて保証会社が支払を停止する場合があります。また、保証対象債務の上限金額は物件用途が住居・事業用の場合は月額賃料の24ヶ月分、駐車場の場合は月額賃料の12ヶ月分に相当する金額となります。なお、上記の債務については保証会社が一時的に支払を行いますが、最終的にはお客様の債務としてお支払い頂くことになります。

## 5 保証委託契約の保証期間について

保証委託契約は、お客様より、ご署名捺印済みの保証委託契約書、及び、初回保証委託料を保証会社が受領した日より開始となり、賃貸物件の明渡しを以って終了となります。

## 6 保証委託契約の料金について

お客様には、契約時の保証委託料として、上記(または保証委託契約書頭書)記載の初回保証委託料をお支払頂きます。  
 以後、(年間)保証委託料として、上記(または保証委託契約書頭書)記載の年間保証委託料を1年経過月の前月末日までに(分割保証委託料の場合は毎月の賃料とあわせて)頂戴します。なお、契約締結後は契約期間中に解約等が発生した場合においても、お支払いされた保証委託料の返還はありません。

## 7 求償債務の範囲と求償権の行使について

お客様が賃料の滞納等を発生させたことにより、賃貸借契約の金銭支払債務を保証会社が保証した場合、保証発生後、保証会社が賃貸人様(物件オーナー様、不動産会社様)に代わり、お客様に対して請求を行うことになります。(これを求償権の行使といいます。)また、求償権行使するにあたり、訴訟および法的手続きが発生した場合の費用も、お客様にご請求をさせて頂きます。なお、お支払いについて、保証会社の定めた期日にお支払い頂けない場合、遅延損害金として、年14.6%の金額を加算してお支払い頂くことになりますので、くれぐれもご注意下さい。

## 8 事前求償の内容について

お客様が賃料の支払期日を超過した場合、保証会社はお客様、及び連帯保証人に対し事前に求償権行使する場合があります。

## 9 催促及び建物への立ち入りについて

お客様が賃料の滞納等を発生させた場合、保証会社の指定する方法に従い賃料等に加えて再請求手数料800円(消費税別)ならびに本頭書記載の手数料が発生します。  
 また、以下の措置を取らせていただくことがありますので予めご認識ください。  
 ・求償権(事前の求償権を含む)に基づき保証会社が電話、郵送、訪問等の手段により請求業務を行ないます。  
 ・お客様の勤務先または緊急連絡先に問い合わせたうえで、連絡がつかない、あるいは所在や連絡方法が把握できない場合、賃貸人等の了解を得たうえで、保証会社の担当が物件の使用状況を確認するために物件の敷地(集合住宅等の場合は共用部分)へ立ち入ることを承諾して頂きます。  
 ・法令上認められている場合、賃借人について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合その他正当な理由がある場合には、賃貸人等の了承を得たうえで、保証会社の担当が本物件に立ち入ることを承諾して頂きます。  
 ・お客様は、賃貸人様がお客様から得た情報を保証会社に提供すること、及び保証会社がお客様から得た情報を賃貸人様に提供することについて予め承諾頂きます。

## 10 残置物の移管等について

賃貸借契約終了後に本物件に残置物(車両を含む)がある場合において、お客様は、当該残置物の所有権を放棄し、賃貸人等、保証会社その他の第三者が当該残置物を搬出等することに何ら異議を申し立てないものとします。物件から搬出された残置物を保証会社が保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、保証会社は賃借人に事前に通知することなく、保管する残置物を廃棄することができるものとします。これらの作業に関わる一切の費用はお客様の負担とします。  
 また、お客様は、当該残置物の移管等が行われたことを理由として、保証会社に対して支払べき金額の支払い義務を拒むことはできません。

## 11 口座残高が支払準備金(賃料等)に満たない場合について

万が一お客様の指定口座の残高不足により、口座振替ができなかったときは、直ちに保証会社が指定する口座へ賃料等を全額振込み頂きます。

## 12 特約について

特約(備考)欄に記載事項がある場合は、前項目に優先されますので、必ずご確認くださいますようお願いします。

## お申込者様ご確認欄

20220401-05-改正対応版

## 【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

③申込者等は、賃貸人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これにかかる情報を、賃貸人が保証会社に対し、保証会社が加盟店賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。  
 ④原則として申込者等本人に限り、加盟店賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報を係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟店賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行なうことができます。

第7条(個人情報の保証会社への提供)  
 申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者等、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために保証会社に対し提供することに同意します。

第8条(開示等の請求)  
 ①保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

②開示等の請求を希望の方は保証会社ホームページ(<http://www.ls-support.co.jp/>)を参照してください。  
 ③開示等の請求を希望の方は保証会社ホームページ(<http://www.ls-support.co.jp/>)を参照してください。

④保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑤保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑥保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑦保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑧保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑨保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑩保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑪保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑫保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑬保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑭保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑮保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑯保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑰保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑱保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑲保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

⑳保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉑保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉒保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉓保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉔保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉕保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉖保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉗保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉘保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉙保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

㉚保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用